

学校法人 谷山学園

役員及び評議員の報酬等に関する規定

(定義等)

第1条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費及び手数料等の経費であつて、報酬とは明確に区分されるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

(公表)

第3条 この法人の寄附行為に従い、報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規定は令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日から適応する。